

新入生保護者 様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 山本末一

平成26年度 国の高等学校等就学支援金の申請について（お知らせ）

国公立問わず、高等学校等の授業料の支援として、一定の収入額未満(市町村民税所得割額が30万4200円(年収910万円程度)未満(※1))の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金が支給されます。

特に、私立高等学校等においては、教育に係る経済的負担を軽減するため、私立学校等に通う低所得者世帯等の生徒に対して、収入に応じた就学支援金を加算して支給します。

※1 市町村民税所得割額は、保護者(親権者)の合算額です。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯を目安としています。

1. 対象者

私立学校等に在籍し、保護者(親権者)の所得が基準に該当している方。

(課税(非課税)証明書の内容をご確認のうえ、基準に該当している方のみ提出してください。)

2. 所得基準並びに支給金額

基準	市町村民税所得割額	年間金額	月割金額	所得の目安(※2)
2.5倍	0円(非課税)	288,000円	24,000円	年収250万円未満程度
2倍	～51,300円未満	237,600円	19,800円	年収250～350万円程度
1.5倍	～154,500円未満	178,200円	14,850円	年収350～590万円程度
1倍	～304,200円未満	118,800円	9,900円	年収590～910万円程度

※2 保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯を目安としています。

3. 支給方法

申請交付決定後、授業料指定口座へ振込予定しております。

(今回の申請は4月～6月分の申請となり、7月以降については、6月頃再度ご案内いたします。)

4. 学校への提出書類

(1) 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 (様式第1号) ※記入方法については別紙記入例等参照
(2) 保護者の市町村民税所得割額を証明する書類 平成25年度(平成24年分) 課税(所得)証明書 (各市区町村によって名称が異なります。) ※ <u>扶養人数及び16歳未満の年少扶養人数が必ず記載</u> されているもの ※ <u>保護者と配偶者共に証明書が必要</u> となります。 但し、控除対象配偶者有りの記載があり、配偶者の年収が100万円以下の場合、保護者分のみ提出とし、所得割額を証明する書類右下に「 <u>配偶者非課税</u> 」と鉛筆で記入してください。(配偶者の課税証明書は必要ありません。) ※ 一人親世帯の場合、所得割額を証明する書類右下に「 <u>一人親世帯</u> 」と鉛筆で記入してください。 ※ 「特別徴収税額通知書」及び「源泉徴収票」は証明書として認められません。
(3) 生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書 (福祉事務所長が発行したもの)

5. 提出期日 **平成26年4月7日(月)～平成26年4月12日(土)迄**とします。

6. 提出先 購買事務室 平日8:20～17:00
土曜8:20～14:00